平成２８年（フ）第３９号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目17番地の３
破産者　株式会社アオヤマ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
福岡県筑後市大字野町766番地６
破産者　株式会社ケア・ライフ・コーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
東京都八王子市石川町93番地１ＴＩＫマンション２Ｆ
破産者　濱　　敬二
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７号
三重県四日市市元町１番12号　アイティーオーレジデンス元町302、開始決定時の住所三重県四日市市元町１番12号　日宝レスカール元町302（開始決定時の前住所）大阪府枚方市町楠葉１丁目25番30―101号
破産者　三好　秀一
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
岡山市北区白石243番地18、開始決定時の住所岡山市北区西古松325番地101両備グレースマンション大元703
破産者　森　　光一
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７号
岡山市東区光津752番地２
破産者　高田　敏行
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８号
広島県府中市高木町88番地１
破産者　株式会社ブルーワークスカンパニー
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２２２号
北九州市小倉北区下到津１丁目５番17―506号
破産者　片岡　鉄志
1　破産債権の届出期間　平成29年６月26日まで
2　一般調査期日　平成29年７月７日午前11時
平成29年６月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４号
長野県諏訪市大和３丁目19番６号
破産者　藤森　善英
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年９月29日午前10時30分
平成29年６月９日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４２号
三重県津市白山町上ノ村375番地２
破産者　大町　昌明
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年９月８日午前11時30分
平成29年６月９日　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７３５号
（最後の住所）横浜市港北区大豆戸町480番地１　菊名ハイツ１―204　山田方
破産者　亡大庭光雄相続財産（開始決定時の表示大庭光雄）
1　破産債権の届出期間　平成29年７月11日まで
2　一般調査期日　平成29年９月26日午後１時30分
平成29年６月９日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５号
大阪市生野区新今里２丁目３番７号
破産者　有限会社フクニシモータース
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月28日午後２時
平成29年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市加古川町稲屋832番地の３、申立時の住所兵庫県加古川市尾上町池田89番地の56
破産者　北條　文枝
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年８月１日午前10時30分
平成29年６月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９号
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目14番５―202号
破産者　リビング松浦こと松浦清三こと　ＬＩＭ　ＣＨＯＯＮ　ＳＡＭ　林　　春三
1　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時30分
平成29年６月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬大字知名瀬105番地、開始決定時の住所鹿児島県奄美市名瀬平田町11番７号
破産者　川口　**廣**昭
異議申述期間　平成29年８月９日まで
平成29年６月９日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生手続開始

平成２９年（再）第２号
埼玉県川口市東本郷１丁目２番21号
再生債務者　有限会社西村土木
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年８月９日から平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第４号
東京都千代田区大手町１丁目７番２号
再生債務者　株式会社下呂カントリークラブ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第９２号
千葉県船橋市飯山満町３丁目110番地34
再生債務者　石川　綾一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月11日から平成29年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係